

習志野市イメージキャラクター

「ナラシド♪」・「ソラシノ♪」 着ぐるみ貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、習志野市イメージキャラクター「ナラシド♪」・「ソラシノ♪」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出しに関して、必要な事項を定めるものとする。

(対象行事)

第2条 貸出しの対象行事は、次に掲げる行事とする。

(1) 国又は他の地方公共団体が開催する行事

(2) 自治会、NPO、社会福祉法人等の公共的団体（法人格がないものを含む。）が開催する行事のうち、収益を上げることを主たる目的として開催するものでない行事

(3) 民間企業等が開催する行事のうち、社会貢献活動等公益的な目的で開催する行事

(4) 前3号に掲げるもののほか、習志野市又は「ナラシド♪」・「ソラシノ♪」の魅力を発信に資する行事又は市長が公益的観点から適当と認めた行事

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、着ぐるみの貸出しをしないものとする。

(1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき

(2) 政治若しくは宗教の活動に使用し、又は使用するおそれがあるとき

(3) 不当な利益を得るために使用し、又は使用するおそれがあるとき

(4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき

(5) 習志野市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき

(6) 「ナラシド♪」・「ソラシノ♪」のイメージを損ない、又は損なうおそれがあるとき

(7) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されず、又は使用されないおそれがあるとき

(8) 行事の内容や使用場所等から着ぐるみを著しく破損又は汚損するおそれがあるとき

(9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるおそれがあるとき

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適當であると認めたとき

(使用の承認)

第3条 着ぐるみの借受けを希望する者（以下「借受希望者」という。）は、「ナラシド♪」・「ソラシノ♪」着ぐるみ借受申請書（別記第1号様式）に必要事項を記入の上、借受けを希望する団体等の概要及び使用予定行事の概要が分かる資料を添えて市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、着ぐるみの使用を承認する場合は、「ナラシド♪」・「ソラシノ♪」着ぐるみ貸出承認通知書（別記第2号様式）により、借受希望者に通知するものとする。

3 市長は、使用の承認に際し、条件を付すことができる。

4 市長は、着ぐるみの使用を承認しない場合は、「ナラシド♪」・「ソラシノ♪」着ぐるみ貸出不承認通知書（別記第3号様式）により、借受希望者に通知するものとする。

(貸出期間)

第4条 貸出期間は、原則として1週間以内とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(貸出料)

第5条 着ぐるみの貸出料は無料とする。ただし、運搬等に係る経費は、着ぐるみを借り受ける者(以下「借受者」という。)の負担とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 借受者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された行事のみに使用すること。
- (2) 貸出期間を遵守すること。
- (3) 着ぐるみを第三者に転貸しないこと。
- (4) 第3条第3項に基づく条件が付された場合、これに従って使用すること。
- (5) 着ぐるみの使用について、別に定める注意事項を遵守して取り扱うこと。

(承認の取消し)

第7条 借受者が前条に掲げる事項を遵守しなかったときは、その承認を取り消すとともに、以後の貸出は承認しないものとする。

(原状回復)

第8条 貸出期間中の着ぐるみを破損又は汚損したときは、借受者の責任と負担により、補修し、原状に復さなければならない。

(責任の制限)

第9条 着ぐるみの使用により、借受者が被った被害に対しては、市は一切その責めを負わない。また、借受者が第三者に被害を与えた場合にも第三者が被った被害について、市は一切その責めを負わない。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、着ぐるみの取り扱いに係る必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年3月14日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第3条第1項）

「ナラシド♪」・「ソラシノ♪」 着ぐるみ借受申請書

年 月 日

習志野市長

宛て

申請者 住所（所在地）
〒

氏名（団体名称及び代表者職氏名）

習志野市イメージキャラクター「ナラシド♪」・「ソラシノ♪」の着ぐるみを次のとおり借り受けたいので、申請します。

使用キャラクター ※使用するキャラクターを○ で囲う	「ナラシド♪」・「ソラシノ♪」
行 事 名	
開 催 日 時	
開 催 場 所	屋外・屋内・その他（ ）
行 事 内 容 及び「ナラシド♪」 の 使 用 方 法	
借 受 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
借 受 希 望 日	年 月 日 午前・午後 時
返 却 予 定 日	年 月 日 午前・午後 時
担 当 者 連 絡 先	担当部署名： 担当者名： 電話番号： メールアドレス：

添付書類

- (1) 企画書（行事の概要がわかる資料）
- (2) 申請者の概要がわかる書面（パンフレット、登記簿謄本の写し等）

第2号様式（第3条第2項）

「ナラシド♪」・「ソラシノ♪」着ぐるみ貸出承認通知書

第 号
年 月 日

様

習志野市長

年 月 日付けで申請のあったこのことについて習志野市イメージキャラクター「ナラシド♪」・「ソラシノ♪」着ぐるみ貸出要領第3条第2項の規定により、下記のとおり承認します。

記

使用キャラクター ※使用するキャラクターを○ で囲う	「ナラシド♪」・「ソラシノ♪」
行 事 名	
開 催 日 時	
開 催 場 所	屋外・屋内・その他（ ）
貸 出 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
返 却 日	年 月 日 午前・午後 時
貸 出 条 件	

※裏面の遵守事項を守って使用すること。

(遵守事項)

- (1) 承認を受けた行事のみに使用すること。
- (2) 貸出期間を遵守すること。
- (3) 着ぐるみを第三者に転貸しないこと。
- (4) 着ぐるみの使用について、別に定める注意事項を遵守して取り扱うこと。
- (5) 貸出条件が付された場合、これに従って使用すること。

第3号様式（第3条第4項）

「ナラシド♪」・「ソラシノ♪」着ぐるみ貸出不承認通知書

第 号
年 月 日

様

習志野市長

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、習志野市イメージキャラクター「ナラシド♪」・「ソラシノ♪」着ぐるみ貸出要領第3条第4項の規定により、下記の理由により承認しません。

記

理 由	
-----	--